

**仮想通貨交換業者に関する内閣府令
第16条及び第17条に基づく説明書面**

バイクリメンツ株式会社（以下「当社」という。）は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第16条及び第17条に基づき、以下のとおり本説明書面を開示する。

（仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止：第16条に基づく説明）

当社が扱っている仮想通貨（ビットコイン）は、本邦通貨（円）又は外国通貨（米国ドル、ユーロ等）では無い。また、当該仮想通貨は、特定の者によりその価値を保証されているものではない。

（利用者に対する情報の提供：第17条関係に基づく説明）

1. 当社の商号及び住所

商号：バイクリメンツ株式会社

住所：〒106-0032 東京都港区六本木2丁目2-6-202

2. 仮想通貨交換業者である旨及びその登録番号

当社は、仮想通貨交換業者である。

登録番号については、登録完了後、遅滞なくここで開示する。

3. 取引の内容

① 仮想通貨の取引所（現物取引）

当社の利用者間において行う仮想通貨の現物の売買取引。

② ①に関する利用者の金銭及び仮想通貨の管理

4. 取り扱う仮想通貨の概要

(1)BTC：ビットコイン（Bitcoin）

・仮想通貨の発行方法

発行者は存在せず、プログラムにより自動的に発行される。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行される。

・取引の認証方法

台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。

・財産的価値の記録

パブリック型ブロックチェーン上に電子データとして記録。

- ・ 法的性格
資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 1 号に定める仮想通貨
- ・ 売買市場の有無
存在する（国内外の取引所で扱われている）。
- ・ 総発行量
16,510,942 BTC（2017 年 8 月 25 日現在）
- ・ 時価総額
71,793,227,374 米ドル（約 7.86602688 兆円）（2017 年 8 月 25 日現在）
- ・ 発行可能上限
20,999,999.9769BTC（2017 年 8 月 25 日現在）
- ・ 一単位当たりの価値
変動する。1BTC 当たり 4,348.22 米ドル（約 476,413 円）（2017 年 8 月 25 日現在）

5. 利用者に損失が生じるリスクについて

(1) 価値変動リスク

需給バランスや相場状況の変化により、急激に変動する可能性があるほか、価値がゼロになる可能性がある。

(2) サイバー攻撃のリスク

仮想通貨取引所等にサイバー攻撃がなされ、仮想通貨が流出するリスクがある。たとえば、2016 年 8 月に、ハッキングというサイバー攻撃がなされ、香港を拠点とする仮想通貨取引所から 65 百万ドルが流出した事例がある。

(3) 流動性リスク

注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがある。

(4) 決済完了性がないリスク

ビットコインは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがある。

(5) ハードフォークによる分岐リスク

ハードフォークにより仮想通貨が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがある。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがある。

(6) 51%攻撃リスク

悪意ある者がマイニングにおける計算能力の 51%以上を有した場合、不正な取引が行われるリスクがある。

(7) 秘密鍵漏洩に伴うリスク

第三者に秘密鍵を知られた場合には、第三者が利用者になりすまして送付指示を行うリスクがある。

(8) 移転の記録が遅延するリスク

一旦、分岐したブロックの一方が否決された場合、否決されたブロックに収録された引は再び認証を得なければ、次の送金が行なえなくなるリスクがある。また、記録者の目に留まらず、未承認データのまま放置されるリスクがある。

なお、これらのリスクは、仮想通貨取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、取引に関して生じる一切のリスクを漏れなく提示したものではない。また、当社はこれらのリスクに関して、当社に重大な過失もしくは故意がある場合を除き、利用者に損失が生じても、一切責任を負わない。

6. 分別管理方法

(1)利用者から預かる金銭の管理方法

利用者が弊社口座に入金し、現金の残高が発生した時点から分別管理を開始し、現金の残高がなくなった時点で終了する。「バイクリメンツ株式会社 顧客口」名義の当社銀行口座の預金として、当社の金銭資産と分別管理する。照合は銀行の残高と当社システムの管理画面での利用者持分を照らし合わせる方法によって行う。差異が出た場合は銀行残高を正しい値として管理画面の情報の精査を実施する。預金銀行名は、以下のとおりである。

住信 SBI ネット銀行株式会社

(2)利用者から預かる仮想通貨の管理方法

利用者が取引所専用口座に Bitcoin を入金し、Bitcoin の残高が発生した時点から分別管理を開始し、Bitcoin の残高がなくなった時点で終了する。取引所専用口座に入金後、Trezor で管理する。残高については、Trezor の残高と Lemuria の残高管理システムの付け合わせで管理する。

7. 手数料等

利用者から徴収する手数料その他の費用は別途定める「手数料一覧」に定めるとおりである。

8. 苦情又は相談先

バイクリメンツ株式会社 顧客管理部

電話番号：03-6455-5108

FAX 番号：03-6455-5108

E-Mail：lemuria-support@bicrements.com

当社は、苦情処理措置の業務フロー※に従って公正かつ的確に対応する。

※苦情等処理規程に定める苦情処理措置の業務フロー。具体的には、当社のホームページをご参照のこと。

9. 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関

当社は、紛争解決苦情処理措置として、弁護士会が行うあっせん又は仲裁手続により仮想通貨交換業関連紛争の解決を図る。（※当社が協定書を締結した、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターがこれに当たる。）

また、顧客管理部長の指導・監督の下で、弁護士会が定める規則等を遵守し、弁護士会が行うあっせん又は仲裁手続に従って、これに適切に協力し、紛争の解決に努めるものとする。

※苦情等処理規程に定める紛争解決体制。具体的には、当社のホームページをご参照のこと。

10. 契約について

当社の仮想通貨交換業にかかわるサービスを利用される方は、利用登録が必要。登録ユーザーとしての登録完了後、登録が取り消されるまで、当社サービスを利用することができる。

11. その他

当社サービスのご利用にあたり、利用者の皆様に遵守していただく事項及び当社と利用者の皆様との間の権利義務関係は、「利用規約」に定める。